



## 1. 語学能力の基準

基準については以下の基準に従い自己申告してください。

(ランク)

A- 正確かつ流暢に高度な会話ができる。また、会議でのディスカッション及び技術レポートの作成をはじめ自己の専門分野はもちろんとして、他の分野についても正確な表現と理解が可能である。

B- 通常の会話と自己の専門分野の表現と理解はもちろんとして、技術レポートの作成・解読も可能である。ただし、会議でのヒアリングにはやや難がある。

C- 通常の会話と自己の専門分野の表現と理解は、十分とは言えないが可能である。また、技術レポートの作成・解読は、不十分ながら可能である。

D- 実用の域ではないが、通常の会話や技術レポートの作成・解読は、辞書を用いて辛うじて可能である。

## 2. 語学能力・資格の認定等について

英語については、次に掲げるいずれかの機関又はこれらに準ずる機関でJICA が特に認めるものが実施している能力・資格の認定試験の結果を記載してください。

なお、語学資格の写については、プロポーザル概略版の段階では提出は不要ですが、仮採択後に提出する詳細プロポーザルでは写の提出が必要です。そのため、資格については資格の所持が証明できるもののみ記載してください。

- (1) JICA 専門家語学能力検定
- (2) (財)日本英語検定協会(実用英語技能検定:略称英検)
- (3) (財)日本英語検定協会(ビジネス英検:略称BEST)
- (4) (財)国際ビジネスコミュニケーション協会TOEIC 運営委員会(TOEIC)
- (5) 国際教育交換協議会東京事務所、TOEFL(TOEFL)
- (6) (財)日本国際連合協会(国連英検)

英語以外の外国語については、特に指定はないので、現に保有の認定証等に基づき記載してください。